二十　病院内保育所の運営に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第二十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
二十一　耐震改修事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第二十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
二十二　アスベスト改修事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第二十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
二十三　集落対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第三十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
二十四　携帯電話等エリア整備事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第三十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
二十五　地域おこし協力隊員の設置等に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第三十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
二十六　定住自立圏構想の推進に要する経費があること。	次の算式によって算定した額とする。 算式 A＋B×0.5＋C×0.8＋D×0.2＋E 算式の符号 A　定住自立圏に係る施策に必要な専門的知識を有する外部の人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（ただし、当該人材の活用を開始した年度以後3箇年度に限る。） B　定住自立圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益法人等に対する出資又は貸付けを行うために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二十　病院内保育所の運営に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第二十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
二十一　耐震改修事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第二十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
二十二　アスベスト改修事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第二十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
二十三　集落対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第三十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
二十四　携帯電話等エリア整備事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第三十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
二十五　地域おこし協力隊員の設置等に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第三十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
二十六　定住自立圏構想の推進に要する経費があること。	次の算式によって算定した額とする。 算式 A＋B×0.5＋C×0.8＋D×0.2＋E 算式の符号 A　定住自立圏に係る施策に必要な専門的知識を有する外部の人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（ただし、当該人材の活用を開始した年度以後3箇年度に限る。） B　定住自立圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益法人等に対する出資又は貸付けを行うために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額